

## ■殺菌剤：農業用

有機リン系・グアニジン系

# リゾレックス®ベフラン®フロアブル

成分 イミノクタジン酢酸塩……15.0%  
トルクロホスメチル……25.0%

物理的・化学的性状 類白色水和性粘稠懸濁液体

登録番号：19043  
毒性：劇物  
消防法：—  
有効年限：2年半

包装：400mℓ×20 2ℓ×8

### ◆特 長

- リゾレックスとベフランの混合により、紅色雪腐病、雪腐小粒菌核病に高い効果を示します。
- リゾレックスは病原菌糸体に対し、強い殺菌作用を発揮します。さらに越冬菌核に対する殺菌作用もありますので、次のシーズンの被害を抑制します。ベフランは、脂質生成成系に作用し、種子伝染性の病害にも高い殺菌効果を示し、低濃度で孢子発芽を阻害します。
- 酸、太陽光線に比較的安定で、土壌の条件（土質、pH、施肥）により、効果が左右されにくい薬剤です。

### ◆適用と使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈 倍数	使用 液量	使用 時期	本剤の 使用 回数	使用方法	イミノクタジン を含む農薬の 総使用回数	トルクロホスメチル を含む農薬の 総使用回数
小 麦	紅色雪腐病 雪腐小粒菌核病	500～ 750倍	—	根雪前	2回 以内	散布  無人ヘリコプター による散布	4回以内 (種子への処理は1回 以内、散布及び無人 ヘリ散布は合計3回 以内、出穂期以降は 1回以内)	2回以内
		6倍	0.8ℓ ／10a					
		12倍	1.6ℓ ／10a					

ラベルをよく読み、ラベルの記載以外には使用しないで下さい。

### ◆注意事項

- (1)本剤はイミノクタジンを含む農薬であるので、他のイミノクタジンを含む農薬の使用回数と合わせ、作物ごとの総使用回数の範囲内で使用すること。
- (2)ボルドー液、石灰硫黄合剤との混用はさけること。
- (3)本剤は長期間貯蔵しておくことと分離するので、使用の際はよく振って均一な状態に戻してから所定量を取り出すこと。
- (4)本剤を無人ヘリコプターで散布する場合は、次の注意を守ること。
  - ①散布は、各使用機種の使用基準に従って実施すること。
  - ②微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
  - ③散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ④作業中、薬液が漏れないように機体の配管その他装置の十分な点検を行うこと。
  - ⑤薬液の飛散によって自動車やカラートンの塗装等に影響を与えないよう、散布区域の諸物件に十分留意すること。
  - ⑥水源池、飲料用水等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。

- ⑦作業終了後、機体散布装置は十分に洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また、使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
- (5) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
  - (6) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
  - (7) 取扱及び保管上の注意、漏出時の措置、廃棄上の注意、輸送上の注意、火災時の措置については、11ページ、12ページを参照すること。
  - (8) 防除は根雪直前に行うのが効果的である。
  - (9) 他剤と混用する場合は、物理性改良のために展着剤ダイコート（2000倍）を加用すること。グラミンSの使用はさけること。

### ◆安全使用上の注意

- (1) 医薬用外劇物。取扱いには十分注意すること。  
誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当を受けること。
- (2) 原液は眼に対して強い刺激性があるので、散布液調製時には保護眼鏡を着用して薬剤が眼に入らないよう注意すること。  
また散布液も眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに十分に水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (3) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- (4) 散布の際は、防護マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用すること。  
作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (6) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

### ◆魚毒性

- (1) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼす恐れがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 無人ヘリコプターによる散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきることを。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。